

令和 9 年度委託訓練業務委託企画コンペ実施要領（高度デジタル人材育成科）

令和 9 年度委託訓練業務委託企画コンペ実施要領（高度デジタル人材育成科）〈本紙〉
【別添】

- ・ 令和 9 年度委託訓練に係る仕様書（高度デジタル人材育成科）
- ・ 令和 9 年度委託訓練の実施について（高度デジタル人材育成科）
- ・ 委託先選定の評価基準（長期高度人材育成コース）

【提出関連書類】

- ・ 企画コンペ参加申請書
- ・ 企画コンペ参加事業所 連絡表
- ・ 質問書
- ・ 令和 9 年度「高度デジタル人材育成科」企画書様式
- ・ 高度デジタル人材育成関連学科の過去 3 年間の就職率

※各資料を熟読の上、ご参加ください。

1 目 的

離転職者の早期就職を支援するため、職業訓練を民間教育訓練機関等に委託するにあたり、より優れた提案を選定するため、企画コンペを実施する。

（訓練対象者：公共職業安定所に求職申込を行っている者）

2 公募内容

「令和 9 年度委託訓練に係る仕様書（高度デジタル人材育成科）」のとおり。

3 参加要件

企画コンペに参加できる者は次の要件を満たす企業等としますので、貴社において要件を満たしているか確認のうえご参加ください。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- （２） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （３） 「5 提出期限等（3）企画書の審査（書類）」の日の 6 か月前から、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなっていない者。
- （４） 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償等の重大な法令違反行為を行っていない者。
- （５） 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領

に該当する者でないこと。

- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 提出書類及び提出先等

(1) 提出書類

○**企画コンペ参加申請書及び企画コンペ参加事業所連絡表【10月23日（金曜日）正午〆】**

○**企画書等4部（以下の資料を含む）【11月6日（金曜日）正午〆】**

- ・会社（学校）概要がわかる資料
- ・見積書（押印不要）
- ・民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修受講証明書（写し可）
- ・キャリアコンサルタント登録証（写し可）（全員分）

※「令和9年度委託訓練に係る仕様書（高度デジタル人材育成科）」及び、「令和9年度委託訓練の実施について（高度デジタル人材育成科）」に基づき作成すること。

※国の委託訓練実施要領に改正があった場合には、それに基づき適宜変更する。

※企画書作成に要する費用は事業者負担とする。

(2) 提出先

(1)の提出書類を「5 提出期限 及び 審査日程」に記載している期限までに「7 担当課」に提出すること

※提出していただいた書類の返却はできませんので、あらかじめ御了承ください。

5 提出期限 及び 審査日程

(1) 企画コンペ参加申請書・連絡表 提出期限

令和8年10月23日（金曜日）正午まで

※提出方法は、持参、郵送、メールのいずれかの方法（必着）

(2) 企画書等 提出期限

令和8年11月6日（金曜日）正午まで

※提出方法は、持参または郵送（必着）

(3) 企画書の審査（書類）

令和8年11月13日（金曜日）

- ・審査については、「委託先選定の評価基準（長期高度人材育成コース）」による。
- ・審査の際に、プレゼンテーションによる説明を求める場合がありますので
その際にご対応をお願いします。（日程の詳細については別途連絡）

(4) 審査結果

令和8年11月中旬

6 質疑応答について

(1) 質問は質問書によって受け付ける。

○受付期間 令和8年10月30日（金曜日）正午まで

○受 付 「7担当課」にメールにてご連絡ください。

(2) 回答は、企画コンペ参加申請書を提出したすべての者に、令和8年11月4日（水曜日）までに電子メールで送付する。

(3) 受付期間以外の質問及び質問書の様式によらない質問は一切受け付けない。

7 担当課

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県産業労働部産業人材課（新館9階）

スキルアップ担当 岩村

電 話：0952-25-7310

F A X：0952-25-7305

E-mail: sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

8 その他

(1) 審査結果は企画書提出事業者全員に通知する。

(2) 採用された企画書に加除修正し、最終的な企画書となる場合がある。

(3) 企画書の提出を辞退する場合は、辞退届を提出しなければならないものとする。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本件企画コンペ手続きについて不正を行った場合

イ 提出資料の内容に虚偽があることが判明した場合

ウ 公正な審査を妨害した場合又は妨害する恐れがあると判明した場合

エ 企画書提出後、委託業者選定までの間に本実施要領「3 参加要件」に定める要件を満たさなくなった場合

オ その他、本実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

カ 全各号に掲げるものの他、競争の条件に違反した場合

- (5) 本事業（委託訓練）については、令和9年2月の佐賀県議会において当該事業にかかる予算が成立しない場合は中止する。